

国家質量監督檢驗檢疫總局

## 第一 概要

### 第1 . 知的財産権侵害の取締りの強化と手続の適正化

- 一 罰則の強化
- 二 原産地不当表示の取締り強化
- 三 押収関係費用の負担の適正化

### 第2 . 取締り機関関係

- 一 関係機関の連携強化
- 二 適正で迅速な執行の確保

## 第二 詳論

### 第1 . 知的財産権侵害の取締りの強化と手続の適正化

#### 一 . 罰則の強化

##### 要望 1

- (1)罰金の認定をより高額化していただきたい。
- (2)再犯の場合、一般事案の再犯の加重以上に加重するよう認定していただきたい。

#### 〔理由〕

(1)中国において模倣品販売が跡を絶たないことからすると、現行法の罰金額の認定額が過少であると推測します。模倣品で得る利益に比して罰金が低いため、罰金を課されるリスクを犯してでも、模倣品を販売することが経済的に引き合うものとなっていると考えます。とくに模倣品につき再犯が頻発しているのはかかる推論が正しいことを証明するものです。

(2)とくに、再犯防止は模倣品防止の重要な要素です。この再犯の手口として以下のようなものが報告されています。

同じ会社で、摘発対象とは別モデル、または後継モデルの模倣品の製造・販売を開始。

同じ会社が同一モデルの模倣品の製造・販売を継続または再開。

社名を変更して模倣品の製造・販売を継続。

別会社を設立して模倣品の製造・販売を継続。

再犯や悪質な侵害者に対しては、関係各署と協力し、次に例示するような措置をとって、違反行為が発生しないようにしていただきたいとする意見が多く出されています。

差止措置の徹底（製造装置の破壊、金型の押収など）

罰金の高額化

違法行為を行った経営者自身への厳しい処罰（公安当局との連携強化）

事業者免許、営業許可等の取消

再犯者に関する個人情報の公開

## 二．原産地不当表示の取締り強化

### 要望 2

原産地の不当表示を積極的に取締り、特段の事情がない限り過料と併せて差止めを命じていただきたい。

#### 〔理由〕

中国製品を日本製品であるかの如く偽る表示がなされた製品が多くみられます。特に家電製品、精密機械、自動車部品、二輪車、事務機器消耗品、機械部品、化粧品、文具等に例が多くみられます。これらは消費者が品質等に抱くイメージを誤らせる点で商品の品質に関する重大な違法行為です。しかし、個別の企業が直接に被害者とならない場合が多いため、貴局の積極的な取締りが不可欠です。またその効果をあげるため、特段の事情のない限り、過料と併せて製造・販売等の差止めを命じていただきたい。

## 三．押収関係費用の負担の適正化

### 要望 3

押収品の倉庫保管料等の費用を権利者に一切負担させないでいただきたい。

#### 〔理由〕

日本では、模倣品その他の知的財産権侵害品の廃棄費用を含む手続きに係る一切の費用は原則として権利者には負担させません。責任のない権利者に一方的な負担を課するという点で不合理なものです。

これに関し次のような事例が報告されています。

- ・ 差押えた模倣品の保管費用を請求された。
- ・ 差押えた模倣品を処分するにあたり、その処分費用を請求された。
- ・ 模倣品取締りのきっかけとなる情報の提供者への謝礼を請求された。

## 第2．取締り機関関係

### 一．関係機関の連携強化

#### 要望 4

- (1) 偽劣商品問題に携わる関係諸機関の連携を強化していただきたい。
- (2) 特に税関との連携強化を徹底していただきたい。

#### 〔理由〕

(1) 偽劣商品の製造、販売及び輸出は悪質業者が連携しながらなされているのが実情ですが、その業者のネットワーク全体に対する取締りがなされていません。例えば、偽劣商品の販売または輸出業者を摘発しても、その製造業者の摘発に及ぶケースは少ないように思えます。質量監督検査検疫総局が、工商行政管理局、公安局、税関等の関係取締機関と連携・共同して模倣品業者のネットワーク全体について一斉に摘発できるようにしていただくと更に効果が得られると思います。例えば、ニセブランドを付した偽劣商品が摘発された場合には、その出所である製造工場を解明すべく関係する他の

行政機関と連絡をすることなどです。

これに関し、次のような事例が報告されています。

- ・複数の省や都市に分散して製造・販売することにより取締りを逃れられた。
- ・模倣品の製造工場を摘発し、商品と機械は差押えたが、再犯防止のために一番大切な金型を差押えることができなかった。
- ・質量監督検査検疫局は動いてくれたが、公安が捜査を開始してくれなかった。
- ・質量監督検査検疫局は模倣品を差押えてくれたが、工商行政管理局と連携することなく、差押物品を侵害者に返還したため、結局、レイドは不成功に終わった。
- ・質量監督検査検疫局と工商行政管理局が取締りに関する情報を交換している間に侵害者が逃げた。情報が漏洩したとしか考えられない。

- (2) また、模倣品については、国内での取締りが厳しくなり、諸外国向けの輸出が増加しています。しかしながら、税関と諸行政機関との連携が充分ではないため、侵害品が税関で発見されても、その出所まで取締りが及びません。したがって、税関での情報に基づきその貨物が輸出された経緯の洗出しや、模倣品の出所を追跡して出所を摘発する必要があります。質量検査検疫部門と関係諸機関が、模倣品取締りのため、税関と強固に連携していただきたいと思います。

## 二．適正で迅速な執行の確保

### 要望 5

- (1) 地方保護主義を排し、全国画一の基準の確立と適正な執行の確保をしていただきたい。  
(2) 真贋判定を含め、処分決定までの時間を短縮していただきたい。

#### 〔理由〕

- (1) 執行段階における地方保護主義という弊害的現象が見受けられますが、知的財産権侵害においても例外ではありません。そのため、公務の遂行に際しての適法性および透明性を確保していただきたい。また、取締にあたるべき公務員が適正に職権を行使しない場合において、例えば行政上の制裁を厳格に執行すべく明確な規定を設けたり、利害関係者の制裁発動申立権について、明確な規定を設けるなどの措置を講じていただきたい。
- (2) 中国では10年以上前から、假冒偽劣商品の生産と販売を撲滅するための国家的取組がなされておりますが、いまだに偽りの粗悪品の被害が多く発生しています。特に、真贋判定を客観的な方法で迅速に行うことが、偽劣商品の市場からの早期回収と関係者の早期摘発を可能にし、被害を最小限に抑えることとなります。
- また化学製品（農薬を含む）については、消費者には真贋を判断できないことが多い一方で、健康上の重大な問題が発生することがありますので迅速に真贋分析を行わなければなりません。分析機関の充実など、このための体制整備を望みます。
- 真贋判定については、以下のような事例が報告されています。
- ・関係行政機関の意見が一致するのに時間を要する
  - ・科学的分析に基づく明白な証拠があるにもかかわらず、なかなか判定結果が公表されない